

(地2)(健Ⅱ2)

令和3年4月1日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

釜 菴 敏

(公印省略)

新型コロナウイルスワクチンの接種体制の構築にかかる歯科医師の協力について

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省医政局歯科保健課長及び健康局健康課長連名にて、公益社団法人日本歯科医師会会長宛に新型コロナウイルスワクチンの接種体制の構築にかかる歯科医師の協力依頼がなされました。

ワクチン接種体制の構築に当たっては多くの医療従事者等の協力が必要となるため、医行為を除く業務（例えば、医師の予診前の予診票の確認（記入の補助を含む）・被接種者への説明や接種後の状態観察）について、歯科医師の協力を受けたいとのことであります。

また、都道府県歯科医師会及び地域歯科医師会が自治体や都道府県医師会・郡市区医師会等と連携すること等についても配慮を求めています。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、ワクチンの接種体制の構築に向け、都道府県歯科医師会をはじめ医療関係団体との連携につき、なお一層のご高配をいただきますようお願い申し上げます。

事務連絡
令和3年3月30日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省
医政局歯科保健課
健康局健康課予防接種室

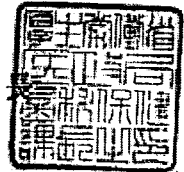
新型コロナウイルスワクチンの接種体制の構築にかかる歯科医師の協力について

標記について、別添のとおり、公益社団法人日本歯科医師会会長宛てに通知を発送しましたので、その内容について御了知いただきますようお願いいたします。

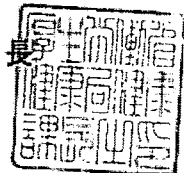
医政歯発 0330 第 1 号
健健発 0330 第 1 号
令和 3 年 3 月 30 日

公益社団法人日本歯科医師会会長 殿

厚生労働省医政局歯科保健課長



厚生労働省健康局健康課長



新型コロナウイルスワクチンの接種体制の構築にかかる歯科医師
の協力について（依頼）

平素より予防接種行政、歯科医療行政の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症にかかるワクチンの接種体制の構築に向けた準備が全自治体で進められているところです。

ワクチンの接種体制の構築に当たっては、多くの医療従事者等の協力が必要となることから「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引きについて」（令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知）の別添においてお示ししている種々の業務のうち、医行為を除くものについて歯科医師の御協力を賜りたいと考えております。ご協力いただく具体的な内容としては、例えば、医師の予診前の予診票の確認（記入の補助を含む）・被接種者への説明や接種後の状態観察といった業務について、日頃より歯科診療にあたって健康状態や既往歴等の確認等を行っている医療従事者としての経験・知識を活かしていただくといったことが考えられます。

このため、貴会におかれましては、都道府県歯科医師会及び地域歯科医師会が、自治体や都道府県医師会・郡市区医師会等と連携し、各地域の実状に合った接種体制の構築に向け御協力いただけるよう御配慮方よろしくお願い申し上げます。